

ハッ場ダム住民訴訟埼玉控訴人  
意見陳述書

控訴人 大高文子

控訴人として意見陳述をいたします。2004年11月4日にさいたま地方裁判所に埼玉県知事等を被告として、私たちがハッ場ダム事業の費用負担の差止めを求める訴訟を提起してから、9年以上が経過しました。

私がこの訴訟を提起し、原告団の事務局を担うようになったのは、ハッ場ダム予定地の現地に行って、国の名勝・吾妻渓谷の類いまれな美しさ、かつて若山牧水が讃え、保全を強く願った素晴らしい自然林などに触れ、かけがえのない自然を何としても守りたいという強い思いを持ったことがきっかけです。

そして、調べてみると、このハッ場ダム事業に参画している埼玉県、東京都、千葉県、群馬県、茨城県の水道は、いずれも水需要の増加がストップしていて、ハッ場ダムなしで将来の水需給に不足をきたすことがないこと、ハッ場ダムの治水面の必要性は、机上の計算でつくられたものであり、ハッ場ダムは洪水対策としても意味を持たないことが分かりました。さらに、ハッ場ダム予定地は、地質が極めて脆弱で、ダムをつくって水をためると、取り返しのつかない惨事を起こす危険性が高いことも分かりました。

私たちが埼玉県民として負担する県税や水道料金が、必要性のないハッ場ダムの建設に使われ、そのことによってかけがえのない自然を破壊し、災害誘発の危険性をつくりだしてしまうことを知り、裁判の経験は全くなかったのですが、勇気を奮って県民の責任として、埼玉県がハッ場ダム事業から撤退することを求めて、提訴に踏み切りました。

その後、弁護士の皆様にご尽力をいただき、客観的な事実に基づいてハッ場ダムの不要性、有害性を立証してきました。2010年7月14日に、さいたま地方裁判所で判決がありました。私たち原告の予想に反して原告敗訴でした。もっとも、この判決は、原告の正当な主張を排斥することはできず、原告らが主張する利水面で、ハッ場ダムが不要であるという評価が一つの評価としてあり得るとし、また、現在の地滑り対策が十分ではないことを認めるものでしたが、結論としては、現時点において、ハッ場ダム事業への公金支出が不合理で違法であるとは言えないとして、敗訴を言い渡しました。

しかし、この原告敗訴の判決を到底受け入れることはできません。無用で、様々な災いをもたらすハッ場ダムを何としても止めなければならないという思いを強くして、東京高等裁判所に控訴しました。

この間、ハッ場ダムの中止を求める運動は大きく広がり、2009年9月に発足した政権では、ハッ場ダムの中止が看板政策にもなりました。一時は、この政権の発足で、ようやく

ハッ場ダムが止まると、期待に胸を膨らませました。しかし、国交省の河川官僚の凄まじい巻き返りで、ハッ場ダム事業にゴーサインが再び出てしまいました。まことに残念です。日本の社会は、官僚支配社会であることをあらためて思い知らせされました。官僚が取り仕切る日本の社会において、ハッ場ダムを止められるのは、司法の力しかありません。

提訴してから、9年以上経ち、裁判での立証の過程で、ハッ場ダムに関して様々な事実が明らかになってきました。

まず、利水の面では埼玉県等の首都圏の水道用水は、減少の一途を辿るようになっていきます。利根川流域の水道用水は、最近 19 年間で 24%も減りました。その減少量は、ハッ場ダムの開発水量を上回っています。これは節水型機器の普及等によるものですが、今後は節水型機器がさらに普及し、そして、首都圏の人口も減少傾向になるので、水道の需要が一層縮小していくことは必至です。水需要の更なる縮小によって、これからは水余りがますます顕著になっていくのであって、そのような時代にハッ場ダムで新たな水源を確保する必要性が皆無であることは明白です。

埼玉県は農業用水の転用で得た水利権は、冬期は権利がなく、暫定水利権となっているので、ハッ場ダムでその権利を確保する必要があると主張しています。しかし、この農業用水転用水利権の冬期の取水で、今まで支障をきたしたことがあったのでしょうか。農業用水転用水利権で古いものは 40 年以上の取水実績がありますが、今までずっと、安定水利権と変わらない取水を続けてきました。埼玉県は取水の実績を踏まえ、ハッ場ダムへの参加を、無理矢理こじつけるための理由を述べているにすぎません。

治水は、弁護士さんたちのご努力で、新しい事実が解明されてきました。治水対策としてハッ場ダムが必要だという利根川の治水計画は、利根川の洪水の現実とかけ離れたものであって、ハッ場ダムの必要性を作り出すために策定されたものであること、治水計画の元になっている 1947 年カスリーン台風における利根川八斗島地点上流の国交省作成の氾濫図は、捏造さえされていることが分かりました。そして、カスリーン台風が再来した場合、ハッ場ダムがあっても何の意味もないことも判明しました。そもそも、ハッ場ダムの構想が浮上してから、すでに 60 年以上経ちますが、利根川は河道整備が進み、本川の堤防からの氾濫が心配になることは一度もありません。最近よくある氾濫は、都市型豪雨により降った雨が吐ききれずに溢れる内水氾濫ばかりであって、その対策に河川予算を集中的に投じるべきであり、治水対策として無意味なハッ場ダムに、巨額の河川予算を使っている場合ではありません。

ハッ場ダム予定地の地質の脆弱性も浮き彫りになってきています。貯水池予定地の周辺は、地質が脆弱なところばかりであり、ダムサイトの岩盤も無数の亀裂が走り、熱水変質を受けていることが明らかになっています。それにもかかわらず、国交省は、コスト縮減

のため地すべり対策費を削減し、現計画では地すべり対策を 3 地区だけとして、その対策費を、わずか 6 億円弱にとどめています。また、ダム本体についてもコスト縮減のため、岩盤の掘削量とコンクリート量を大幅に減らしました。本体工事費は、総事業費 4600 億円の 9%しかありません。ダム本体の費用が総事業費の 1 割以下というダムは、今まで例がありません。地元の安全を守ることも、コスト縮減を最優先している国交省の姿勢は本当に恐ろしいと思います。

地質が脆弱なところにダムをつくったために、試験湛水で地すべりが頻発した最近の例としては埼玉県滝沢ダムがありますが、滝沢ダムの場合は、貯水池周辺に人家がありません。しかし、ハツ場ダムの場合は、貯水池周辺に代替地がいくつもありますので、地すべりが起きれば、大変な被害をもたらします。そのような被害が起きても、国交省の責任者は、数年で交代するため、だれも責任は取りません。

ハツ場ダムが完成すれば、冒頭で申し上げたように、かけがえのない素晴らしい自然が失われ、地すべりの発生など、取り返しのつかない惨事が起きる危険性がつくりだされることとなります。治水利水の両面で、必要性が皆無の事業によって巨大な負の遺産を、私たちの子孫に残すことになるのです。そのような事態になることは、私たちの代の責任として何としても避けなければなりません。

子供のころ、社会科の授業で、日本の社会は、「行政、立法、司法」の三権分立になっていて、行政の誤りは、司法が正すことになっていると教わりました。国交省の暴走を止めるのは、司法の力しかありません。東京高裁の裁判官におかれましては、決して行政に追随することなく、将来にも受け継がれる正しい判決を下されることを心からお願いいたします。